

山梨県公報

号外第七十二号

平成十七年

十二月二十日

火曜日

目次

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 収支報告書の要旨の公表の一部訂正……………二
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三
- 不在者投票を行うことができる施設の指定……………三
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定……………三

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十七年十二月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
地域のみなさんと共に歩む中 庸会	土屋 芳 紀	中 村 了	甲斐市宇津谷四五七八	平成十七年 十一月三日	平成十七年 十一月九日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区 分	名 称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日

新	自由民主党山梨県第二選挙区支部			平成十七年	平成十七年
旧	自由民主党山梨県衆議院選挙区第二支部			十一月一日	十一月十六日
新	自由民主党山梨県第一選挙区支部			平成十七年	平成十七年
旧	自由民主党山梨県第二選挙区支部			十一月五日	十二月二日
新	自由民主党山梨県第二選挙区支部			平成十七年	平成十七年
旧	自由民主党山梨県衆議院選挙区第三支部			十二月五日	十二月七日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
武藤茂美を励ます会	加々美堆伸	羽田良清	富士吉田市小明見三六四	平成十七年十一月二十五日	平成十七年十一月二十五日

山梨県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による収支に関する報告書について、自由民主党山梨県第一選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表（平成十六年十月十四日山梨県選挙管理委員会告示第五十号）の一部を次のとおり訂正する。

平成十七年十二月二十日

山梨県選挙管理委員会

教 員 長 石 藤 道 夫

自由民主党山梨県第一選挙区支部の「(1) 収入総額 42,090円」及び「本年収入総額 3,461,955円」を「(1) 収入総額 42,590円」及び「本年収入総額 3,461,955円」を「(2) 収入総額 42,590円」及び「本年収入総額 3,461,955円」を「(2) 収入総額 42,090円」及び「本年収入総額 3,961,955円」に訂正する。自由民主党山梨県第一選挙区支部の「(1) 収入総額 42,090円」及び「本年収入総額 3,461,955円」を「(1) 収入総額 42,590円」及び「本年収入総額 3,961,955円」に訂正する。自由民主党山梨県第一選挙区支部の「(2) 収入総額 42,090円」及び「本年収入総額 3,461,955円」を「(2) 収入総額 42,590円」及び「本年収入総額 3,961,955円」に訂正する。自由民主党山梨県第一選挙区支部の「(1) 収入総額 42,090円」及び「本年収入総額 3,461,955円」を「(1) 収入総額 42,590円」及び「本年収入総額 3,961,955円」に訂正する。自由民主党山梨県第一選挙区支部の「(2) 収入総額 42,090円」及び「本年収入総額 3,461,955円」を「(2) 収入総額 42,590円」及び「本年収入総額 3,961,955円」に訂正する。

「(株)桐屋

61,955円」及び「(株)桐屋 1,000,000円 神奈川県横浜市」を

並木商

1,000,000円 神奈川県横浜市」を「小計 6,830,000円」を

事務 500,000円 神奈川県横浜市」

「小計 7,330,000円」及び「(1) 収入総額 17,143,636円」を

「(2) 収入総額 17,643,636円」及び「(1) 収入総額 5,562,983円」を「(1) 収入総額 6,062,983円」及び「(1) 収入総額 42,090円」を「(1) 収入総額 42,590円」に訂正する。

山梨県選挙管理委員会告示第七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりとする。

平成十七年十二月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫
一四、一六一

山梨県選挙管理委員会告示第七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十七年十二月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一八四、六七二

山梨県選挙管理委員会告示第七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十七年十二月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

選挙区名
東山梨郡 三分の一の数
東八代郡 六、九〇七
西八代郡 一九、六九九
南巨摩郡 七、〇九九
中巨摩郡 一一、三九三
北巨摩郡 四五、五一三
南都留郡 一七、三三六
北都留郡 一一、一二五
甲府市 七、六三六
富士吉田市 五一、三八四
一四、二二〇

塩山市 七、〇八〇
都留市・西桂町 一〇、〇二六
山梨市 八、五七三
大月市 八、五四〇
韮崎市 八、四八四

山梨県選挙管理委員会告示第七十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成十七年十二月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

施設の名	所在地
医療法人社団 富士厚生会 介護老人保健施設 山中湖あんずの森	南都留郡山中湖村山中一〇六九番地三

山梨県選挙管理委員会告示第七十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号の個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨の報告があつた。

平成十七年十二月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

名称	所在地	指定選挙管理委員会
甲州市恩賜林記念館	甲州市塩山上於曾一〇九三番地	甲州市選挙管理委員会
市川三郷町ふるさと交流センター	市川三郷町大塚四七六三番地	市川三郷町選挙管理委員会

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番